

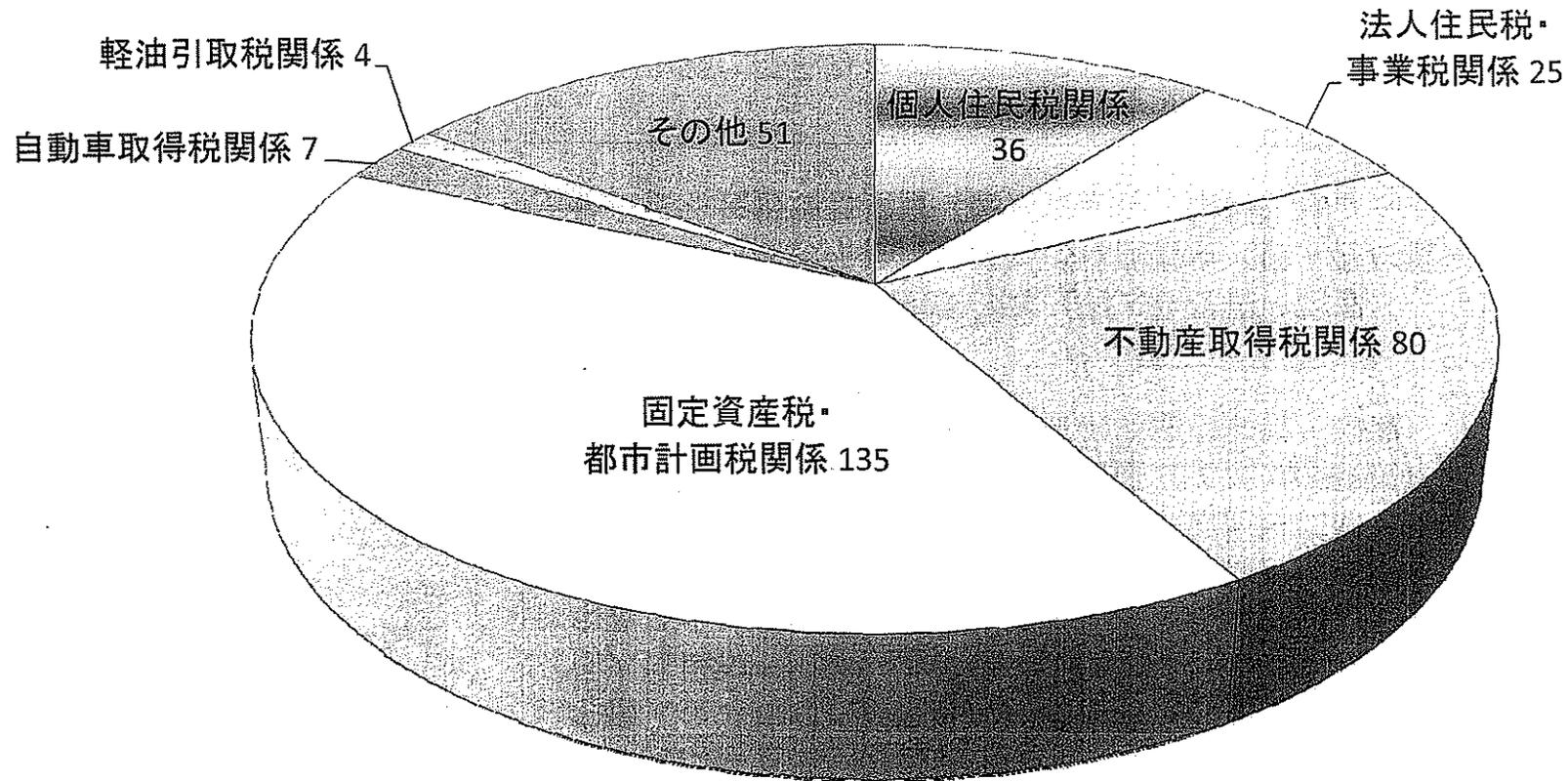
說明資料

總務省自治稅務局

一 目 次

▪ 地方税法による特例措置(338項目)の概要	1
▪ 地方税法における税負担軽減措置等の主な類型	2
▪ 地方税法における税負担軽減措置等による増減収見込額	3
▪ 地方税法における税負担軽減措置等による増減収見込額(主なもの)	4
▪ 地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針	5
▪ 地方税における税負担軽減措置等の見直し(案)	6
▪ 地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要	7
▪ 地方税における税負担軽減措置等の透明化について	8

地方税法による特例措置(338項目)の概要



(注1) 上記のほか、国の租税特別措置の直接の影響を受けるものが、個人住民税関係で所得税関係111件中41件、法人二税関係で法人税関係92件中88件ある。

(注2) 平成21年6月26日までの公布法令に基づいている。

地方税法における税負担軽減措置等の主な類型

類型	代表例
<p>A 課税の免除や繰延べなど 税負担の軽減等を図るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置〈事業税・本則〉 ▪ 医療法人に係る税率の特例措置〈事業税・本則〉 ▪ 住宅借入金等特別税額控除の特例措置（住宅ローン控除）（税源移譲に伴う措置） 〈個人住民税・附則〉 ▪ 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置（本則4%を3%）〈不動産取得税・附則〉 ▪ 新築住宅に係る特例措置〈固定資産税・附則〉 ▪ 一般電気事業者が新設した変電所又は送電施設に係る特例措置〈固定資産税・本則〉 ▪ 自動車取得税の時限的な税率軽減措置（エコカー減税）〈自動車取得税・附則〉 ▪ 軽油引取税の課税免除の特例措置〈軽油引取税・附則〉 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>B 本則に定める原則と異なる課税方式を定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 長期譲渡所得の課税の特例措置〈個人住民税・附則〉 ▪ 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例措置〈個人住民税・附則〉 ▪ 土地に係る負担調整措置〈固定資産税・附則〉 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>C 租税回避の防止や課税の適正化を図るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 軽油引取税に係るみなし揮発油の特例措置〈軽油引取税・附則〉 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>D その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 徴収方法の特例 ▪ 手続の特例 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地方消費税の賦課徴収の特例等〈地方消費税・附則〉 <p style="text-align: right;">等</p>

地方税法における税負担軽減措置等による増減収見込額

(単位:億円)

	減収見込額	増収見込額	増減収計
個人住民税関係	▲ 2,680		▲ 2,680
法人住民税・事業税関係	▲ 1,050		▲ 1,050
不動産取得税関係	▲ 4,650		▲ 4,650
固定資産税・都市計画税関係	▲ 2,670		▲ 2,670
自動車取得税関係	▲ 1,540	+840	▲ 700
軽油引取税関係	▲ 960	+4,940	+3,980
その他	▲ 80		▲ 80
合計	▲ 13,630	+5,780	▲ 7,850

(注) 地方税法の規定による特例のうち、平成21年度に適用される措置に基づく増減収見込額(平年度ベース)が10億円以上のものについて試算したものである。

上記のほか、国の租税特別措置の直接の影響を受けるもので、増減収額が10億円以上のものが、個人住民税関係▲2,580億円、法人二税関係▲2,860億円、+1,620億円ある。

地方税法における税負担軽減措置等による増減収見込額(主なもの)

(単位:億円)

【法人住民税・事業税関係】

- 社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置 ▲ 960

【個人住民税関係】

- 申告を要しない配当所得 ▲ 830
- 住宅借入金等特別税額控除の特例措置(住宅ローン控除) ▲ 960

【不動産取得税関係】

- 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置(本則4%を3%) ▲ 1,150
- 宅地評価土地の取得に係る特例措置 ▲ 3,350

【固定資産税・都市計画税関係】

- 新築住宅に係る特例措置 ▲ 1,540

【自動車取得税関係】

- 自動車取得税の時限的な税率軽減措置(エコカー減税) ▲ 1,390

【軽油引取税関係】

- 軽油引取税の課税免除の特例措置 ▲ 930

【増収項目】

- 自動車取得税の税率の特例措置 +840
- 軽油引取税の税率の特例措置 +4,940

(注)上記のほか、国の租税特別措置の直接の影響を受けるものがある。

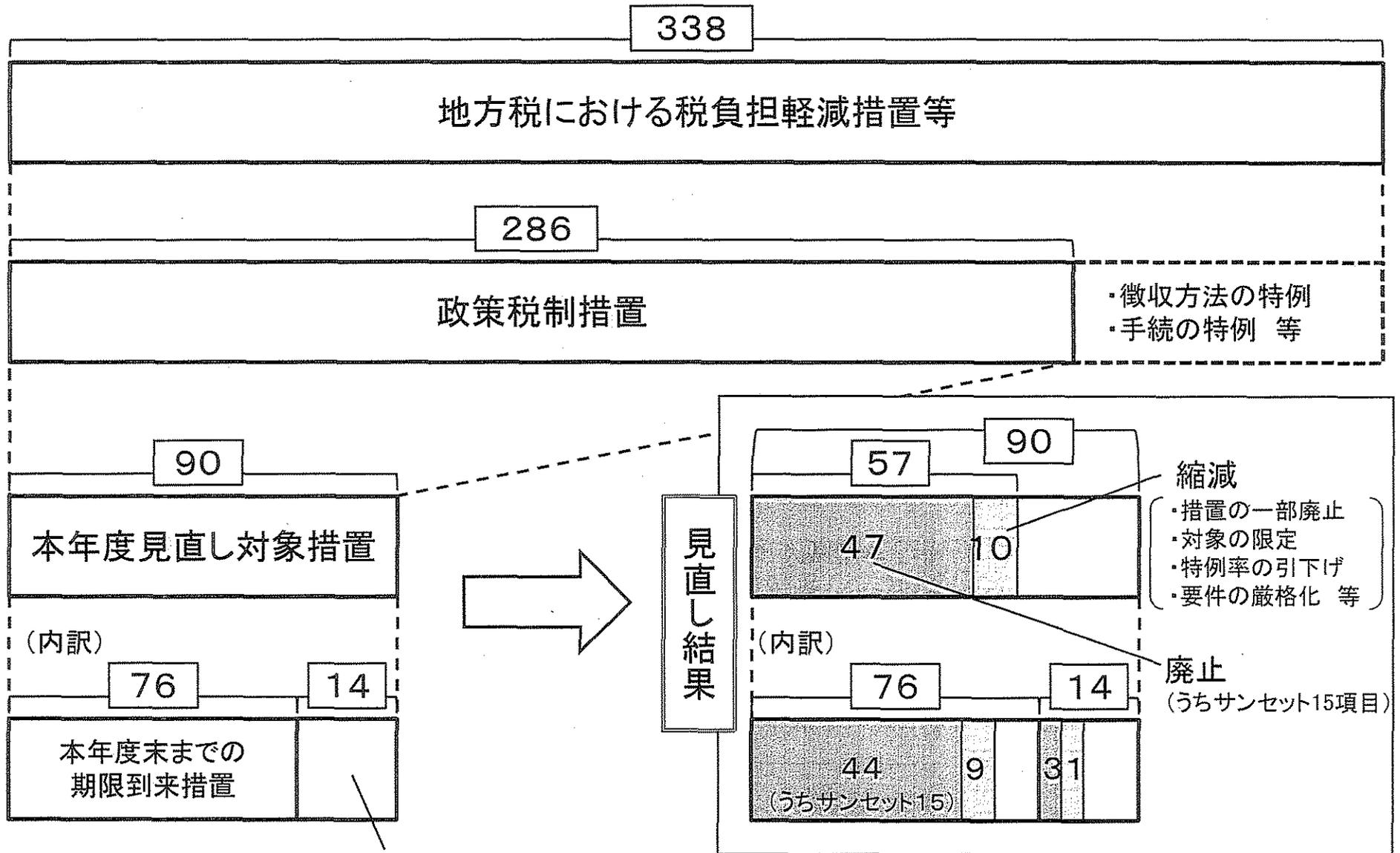
見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置(以下「政策税制措置」という。)に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの(現時点で286項目)の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。

見直しの方針

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
 - ① 実施期間が長期にわたる措置(10年超)
 - ② 適用件数が少ない措置(100件未満)
 - ③ 適用金額が小さい措置(1億円未満)
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み(新サンセット方式)の導入を検討する。

地方税における税負担軽減措置等の見直し(案)



期限の定めのない措置及び
期限未到来措置

地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要

目的

地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において以下のような措置を講ずる。

対象

- (1) 地方税法に規定する税負担の軽減等に係る措置・特例のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの
- (2) 住民税及び事業税の税負担の軽減等のうち、法人税等の租税特別措置の直接の影響を受けるもの

適用実態の把握等

上記(1)については、地方税に関する統計資料(固定資産の価格等の概要調書など)等により、その適用実態を把握し、上記(2)については、財務大臣による適用実態調査により収集された情報等に基づき、その影響額を推計するものとする。

報告書の作成と国会への提出

総務大臣は、毎会計年度、上記により把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとする。

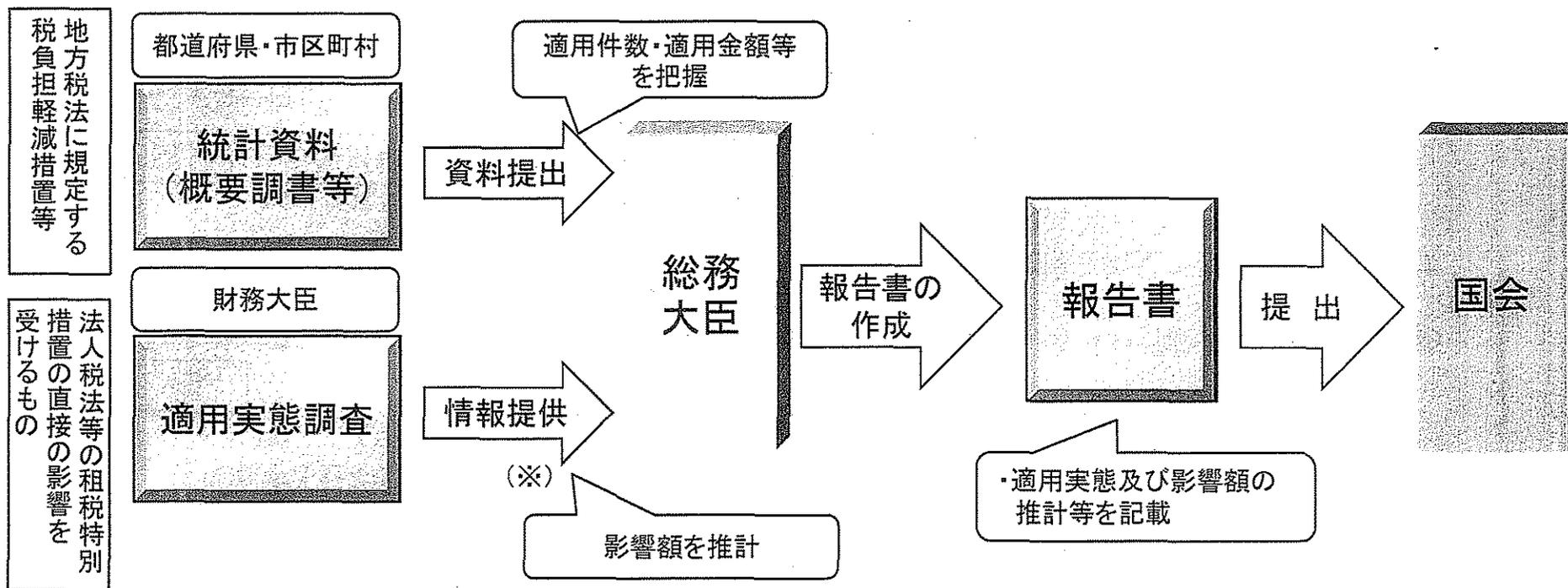
財務大臣の情報提供等

総務大臣は、上記の適用実態の把握等を行うために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができるものとする。

地方税における税負担軽減措置等の透明化について

地方税における税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進する。

○ 地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握の流れ(イメージ)



(※)総務大臣は、財務大臣に対して資料・情報提供等の協力を求めることができる。